

1 子ども施策に関する各分野別計画について

【子ども施策に関する各分野別計画の概要】

◆子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、少子化対策や次代を担う子ども・若者への育成支援は、国全体で取り組むべき課題であり、本市でも、これまで法定計画として「子どもの未来応援プラン」や「子ども・若者ビジョン」を策定し、安心して妊娠・出産できる環境の整備や待機児童対策、若者の自立支援等に取り組んできました。

◆また深刻化する児童虐待に対応するため、県内で初めて「子どもを虐待から守る条例」を制定するとともに、基本方針や推進計画を策定し、児童虐待の未然防止等の対策を進めてきました。

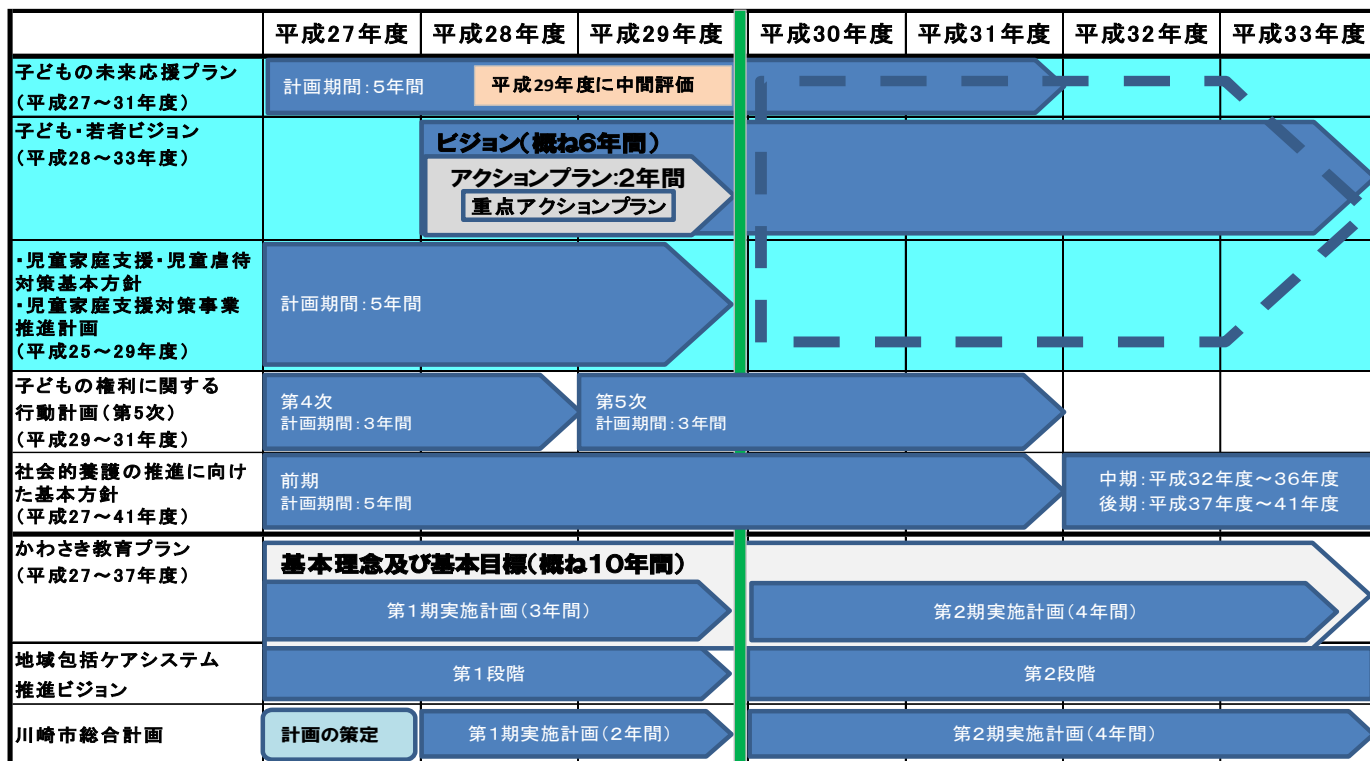
子ども未来局の各分野別計画

| | 子どもの未来応援プラン | 子ども・若者ビジョン | ・児童家庭支援・児童虐待対策基本方針 ・児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 |
|---------|--|-----------------------------------|--|
| 1 根拠法令等 | 子ども・子育て支援法第61条 (市町村子ども・子育て支援事業計画) 次世代育成支援対策法第8条 (次世代育成支援対策行動計画) | 子ども・若者育成支援推進法第9条 (市町村子ども・若者計画) | 「川崎市子どもを虐待から守る条例」 |
| 2 計画期間 | 平成27年から平成31年度まで (5年間) | 平成28年から平成33年度まで (6年間) | 平成25年から平成29年度まで (5年間) |
| 3 施策・事業 | 143事業(再掲あり) | 64事業(再掲あり) | 28施策(72事業) |

※上記のほか、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(平成29～31年度)及び「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」(平成27～41年度)があります。

【市総合計画第2期実施計画等の策定に合わせた計画の改定・見直し】

◆平成29年度は、子ども施策に関する3つの分野別計画の改定・見直し時期であるとともに、市総合計画やかわさき教育プランの第2期実施計画の策定年にもあたっています。



2 各計画の見直し・改定に向けた検討の方向性

【3つの方向性】

1 市民にとってわかりやすい計画をつくる。

各計画には、同じ施策や事務事業が、それぞれの視点から記載されており、どの計画を見たら、その施策や事務事業の内容がわかるのかが把握しにくい状況にあります。そのため、計画の見直し・改定にあたっては、市民目線でわかりやすい計画づくりを進める必要があります。

2 事業の成果や実績を明確化した効果的な計画をつくる。

市総合計画では、計画の着実な実行と進行管理を図るため、それぞれの施策や事務事業に、その特性に応じた指標を設定することで、その達成度をわかりやすく工夫しています。

各計画の見直し・改定にあたっては、こうしたわかりやすい指標を設定することで、事業の成果(市民が受ける効果)や実績(行政の活動量)を明示し、施策や事務事業が効果的に推進できる計画づくりを進める必要があります。

3 進行管理や評価手法を工夫して、効率的に進められる計画をつくる。

複数の計画に同一の施策や事務事業がそれぞれの視点から記載されていることから、各計画ごとに施策や事務事業の進捗状況の確認を毎年行うなど、重複する作業が一部で生じています。効率的な進行管理を行うためには、策定の段階から、進行管理や評価手法を工夫した計画づくりを進める必要があります。

3 計画の統合・一体化

◆子ども施策の3つの分野別計画(「子どもの未来応援プラン」、「子ども・若者ビジョン」、「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」)は、制定年や制定経過等が異なりますが、平成29年度が計画の終了年等の節目となることから、年度評価や総括評価等を踏まえ、各計画ごとに見直しを検討してきました。

◆見直しにあたっては、市民にとってよりわかりやすい計画とすることはもとより、福祉・教育・保健・雇用等、多分野に展開する子ども施策の効果的な推進と効率的な進捗管理を図り、さらに、社会環境等を踏まえた新たな課題への機動的な対応を図ることを視点に検討を進めてきました。

検討の結果、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、3つの計画を統合・一体化し、新たな計画として策定することとしました。

子ども施策に関する各分野別計画の見直し・改定について

4 新たな計画の位置づけ

◆新たな計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく「子どもの未来応援プラン」（市町村子ども・子育て支援事業計画）と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「川崎市子ども・若者ビジョン」（市町村子ども・若者計画）、さらに、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」について、各計画の基本的な考え方等を継承し、統合・一体化した計画として策定します。

◆新たな計画は、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の理念のもと、川崎市総合計画第2期実施計画との連携を図るとともに、子どもに関する他の行政計画や、関連する他分野の行政計画とも連携しながら、子ども・若者への支援や子育て支援の総合的な推進を図ります。

5 計画の概要

名称

「(仮称)川崎市子ども・若者に関する総合的な計画」とし、副題も含めて今後検討します。

期間

◆本計画の期間は、平成30年度から平成33年度までの4年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

◆「市町村子ども・子育て支援事業計画」については、現計画の期間が平成31年度末までとなっていることから、次期計画期間（平成32～36年度）に向けて、平成31年度中に関連する内容について必要な見直しを行います。

構成

概ね、以下の内容を記載する方向で策定作業を進めます。

1 策定の趣旨

策定の趣旨や計画の位置づけ、計画期間、対象等

2 本市の社会状況、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況等

本市の社会状況や地域の状況、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況等

3 計画の基本的な考え方（⇒次頁 6 参照）

計画の基本理念や基本的な視点、施策の方向性

4 計画の推進に向けた施策の展開（⇒次頁 7 参照）

計画の基本理念の実現に向けて実施する事業等

5 子育て家庭を取り巻く課題への適切な対応

①「児童虐待防止対策」の推進

児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応などの対策推進に向けた事業等

②「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の推進

「安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る」を推進の視点として、特に重点的に取り組むべき事業等

③「子どもの貧困対策」の推進

子どもの貧困対策に関する基本的な考え方に基づき、今後、強化していく事業等

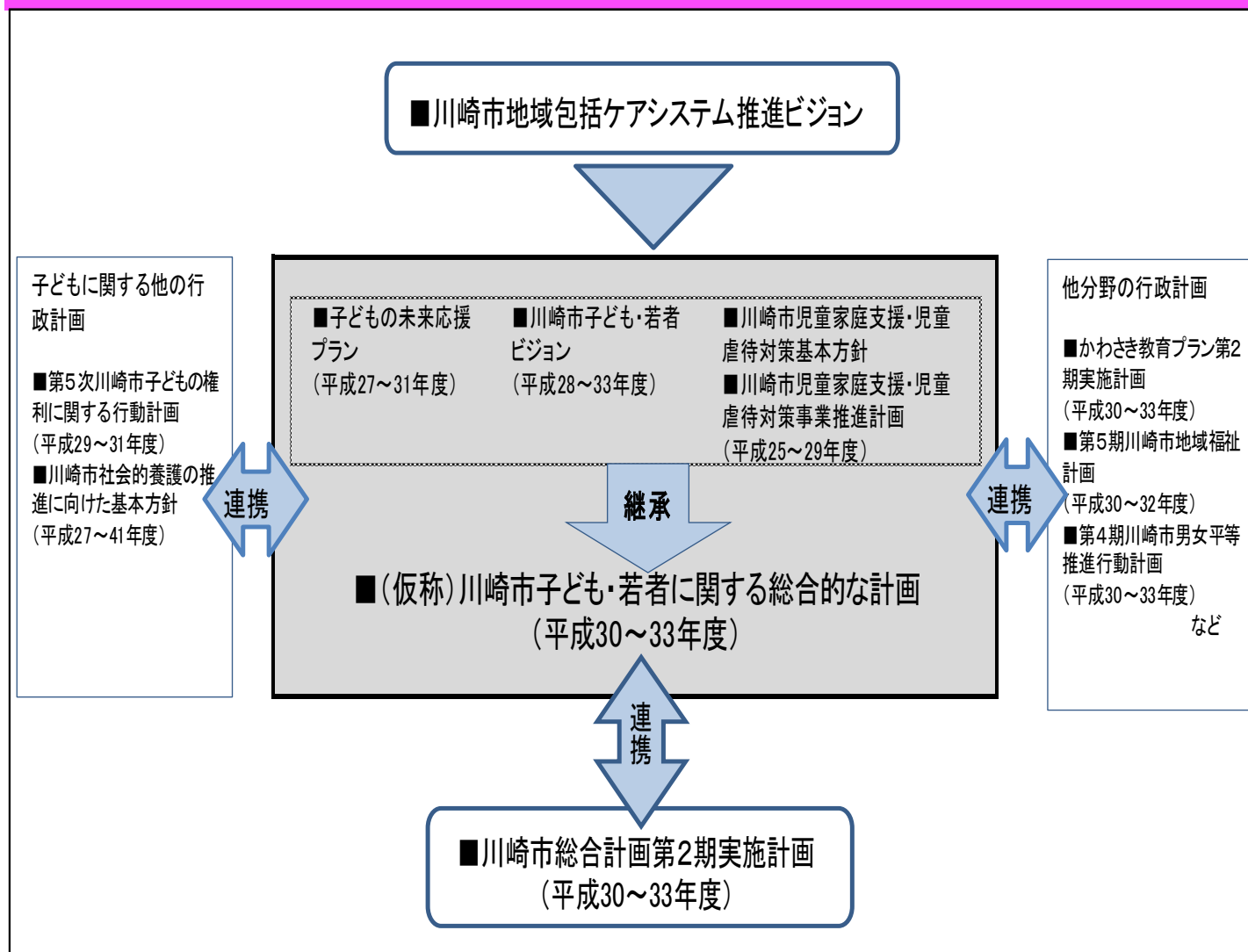
6 市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における「量の見込み」と「確保方策」

7 計画の進行管理・推進体制等

計画の効果的・効率的な推進に向けた進行管理や推進体制等

計画の相関図



子ども施策に関する各分野別計画の見直し・改定について

6 計画の基本的な考え方

【基本理念】

子ども・子育て施策の推進にあたり、計画でめざす基本理念を次のとおり掲げます。

未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき

子ども・若者は次代の親となり未来を担うかけがえのない存在です。
 子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、自立した社会性のある大人へ成長していく過程で切れ目のない支援を行っていくことが重要です。
 また、子どものすこやかな成長の基盤として、安心して子どもを産み育てることができる社会のしくみづくりと、子どもや子育て家庭が安心して生活することのできる地域づくりを進めていくことが必要です。
 地域社会全体で、子どもと子育て家庭をしっかりと支え、子ども・若者が心身ともにすこやかに成長していくまちづくりを目指します。

【基本的な視点】

基本理念を実現するため、4つの基本的な視点を踏まえて計画を推進します。

子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。
 子ども施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ子ども一人ひとりの権利が十分尊重されるよう取組を進めていきます。

地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かくみまもり、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長をも応援する社会をめざして取組を進めていきます。

子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者がすこやかに成長し、自立できるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援が受けられる環境づくりに向けて取組を進めていきます。

すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、その個性を尊重され、社会で輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者及び子育て家庭にきめ細やかな支援が届くよう取組を進めていきます。

7 計画の推進に向けた施策の展開

【施策の方向性と展開】

計画の推進に向けて、3つの施策の方向性をもとに総合的に施策を展開します。

I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

<構成する施策>

- ◆子育てを社会全体で支える取組の推進
- ◆子どものすこやかな成長の促進
- ◆学校・家庭・地域における教育力の向上
- ◆子育てしやすい居住環境づくり

<主な事業>

- ◎地域子育て支援事業
- ◎小児医療費助成事業
- ◎こども文化センター運営事業
- ◎妊婦・乳幼児健康診査事業
- ◎地域の寺子屋事業

II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

<構成する施策>

- ◆質の高い保育・幼児教育の推進
- ◆子どもの「生きる力」を育む教育の推進

<主な事業>

- ◎民間保育所運営事業
- ◎保育士確保対策事業
- ◎きめ細やかな指導推進事業

III 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

<構成する施策>

- ◆子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
- ◆子ども・若者の社会的自立に向けた支援
- ◆障害福祉サービスの充実

<主な事業>

- ◎児童虐待防止対策事業
- ◎ひとり親家庭の生活支援事業
- ◎社会的ひきこもり対策事業
- ◎発達障害児・者支援体制整備事業

8 今後のスケジュール

- 1 1月 子どもの貧困対策の基本的な考え方の公表
子ども施策に関する各分野別計画の見直し・改定についての公表
- 1月 素案の策定・公表
- 1月～2月 パブリックコメント手続の実施
- 3月 計画の策定・公表